

第三十回国会 衆議院 商工委員会議録

第二十八号

(三三三)

昭和三十四年三月十二日(木曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君
理事小川 平二君 理事小泉 純也君
理事小平 久雄君 理事中村 幸八君
理事南 好雄君 理事加藤 録造君
理事松平 忠久君
新井 京太君 岡部 得三君
岡本 茂君 菅野和太郎君
木倉和一郎君 坂田 英一君
關谷 勝利君 野原 正勝君
前尾繁三郎君 渡邊 本治君
板川 正吾君 今村 等君
小林 正美君 多賀谷眞稔君
堂森 芳夫君 水谷長三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君
労働大臣 倉石 忠雄君

出席府政委員

総理府事務官 大來佐武郎君
(経済企画庁長 合計画局長)
通商産業政務次官 中川 俊恩君
通商産業事務官 齋藤 正年君
(大臣官房長)

委員外の出席者

総理府事務官 細郷 道一君
(自治庁財政局長)
通商産業事務官 町田 幹夫君
(石炭局炭政課長)
通商産業事務官 今井 博君
(公益事業局長)

労働事務官 三治 重信君
(職業安定局長)
労働事務官 業対策部企画課 住 榮作君
専 門 員 越田 清七君

三月十二日
委員水谷長三郎君辞任につき、その補欠として多賀谷眞稔君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員多賀谷眞稔君辞任につき、その補欠として水谷長三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

小売商業特別措置法案、商業調整法案、及び石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。多賀谷眞稔君。
○多賀谷委員 まず、エネルギー政策全般についてお尋ねしたいのですが、政府のエネルギーの見通しについて、今までのいろいろなデータが発表されたとありますが、現在政府として最も權威あるといえますか、十分な見通しを持っておられるエネルギーの需要見通しについてお尋ねしたいと思いま

す。

○高橋國務大臣 エネルギーの将来の見通しにつきましては、これは経済企画庁とともにいろいろ先々のことを見しておりますが、大体昭和五十年を見通しまして、水力電気、石炭、それからなお石油、天然ガス、薪炭、そのほか昭和五十年におきましては原子力が相当利用されるというふうなことを前提として計画を立てております。これが現在持っております政府の一番の權威あるものと、こう信じておるわけでありまして、内容等につきまして、もし御必要でありましたら、説明いたします。――それでは内容を説明いたしますと、昭和五十年における水力電気は、これを一キロが七千カロリーの石炭に換算いたしますと、五千八百十万吨、それから石炭が九千三百二十八万吨、こういうふうになるわけですが、そのうちこれを輸入炭と国内炭とに分けますと、国内炭が七千二百万吨、輸入炭が二千四百七十七万八千トン、こういうふうになっております。そのほかに亜炭が百万トン、こういうふうになっております。

次に石油について申しますと、大体一億九百三十一万二千トンの石油を使用し、その石油のうちで五百五十万キロリットルが国内産で、輸入が七千四百九十四万キロリットル、これだけを輸入する、こういうことになっております。

す。それから天然ガス、これは三百四十二万吨の石炭に換算したエネルギーを取るわけでありまして、薪炭が石炭に換算して五百九十八万吨に相当するものを持っています。こういうわけでありまして、そのほかに原子力によるエネルギーをどうするかということになりますと、これを二千七百二十万吨の石炭に換算するだけのエネルギーの供給を受ける、こういうことになりました。結局全体といたしまして、石炭換算にいたしました二億七千四百四十万吨というエネルギーが、昭和五十年に必要だということになります。もう一ぺん申しますと、一キログラムが七千カロリーの石炭に換算した数字が、こういうふうな数字でございます。

○多賀谷委員 この問題につきましては、経済成長率の問題をどう見るか、あるいはまた石炭の技術的から見た出炭能力をどう見るか、いろいろ問題があると思うのでありますが、これは経済企画庁が見えてから質問に移りたいと思います。

そこで、三十三年度は五千六百万トンということが言われたわけですが、五千六百万トンがぐずれた最も大きな原因を、主要な産業別にお述べ願いたいと思います。

万二千トン、そのうち亜炭を二百二十万トン引きまして、いわゆる精炭の需要といたしましては五千四百五十六万二千トンということになっております。それが最近の見込みにおきましては四千六百九十万トンということになっております。七百六十六万二千トンの差が出ておるわけでございますが、そのおもなものを言いますと、電力が当初千三百五十四万トンと見込んでおりましたのが、下期以降非常な豊水によりまして、現在の見込みでは二百十八万四千トンほど減りまして、千八百七十七万トンという見込みでございます。それからガスも四百四十一万トンの消費を見込んでおりましたが、暖冬の異変等でガスの需要等も相当減つたというわけで、三百四十二万九千トンということになっております。おもなもののつきましては一般的に鉱工業生産が相当停滞いたしましたために、相当需要が減っておりますが、大きなものとしたしましては、紡績工業が百六十六万五千トンが百四十三万五千トンで約二十万トン減っております。硫酸が二百二十万トンが百九十一万一千トンで約三十万トンの減、化学繊維が百四十三万トンが百四十四万七千トンで二十万トンの減、練炭炭が二百三十八万七千トンが二百七十七万四千トンで三十八万七千トンの減、セメントが四百四十万トンが三百四十五万九千トンで五十四万一千トンの減、鉄鋼が五百三十六万七千トンが四百六十六万六千トンで七十六万一千トンの減、その

他が千九百九十一万五千トンが九百五十二万五千トンで二百三十九万トンの減、こういうふうになっております。

○多賀谷委員 七百六十万トン程度の誤差を生じたわけでありまして、その誤差の最も大きいのは電力であると思

います。それからその他の産業についても、いわゆる不況産業といわれるものにつきます。確かに経済の見通しによつてそこを来たしたのでありますから、あるいはやむを得ない点があるかと思ひますが、石炭の市場として本質的なもの、たとえば硫酸等の本質的なものによる技術上の点からくる需要の減というものはどういう状態になつておるか、これをお聞かせ願ひたい。

○町田説明員 御指摘のように最近のいろいろな技術革新と申しますか、技術の進歩によりまして、相当石炭の原単位も向上いたしておるわけでございしますが、そのおもなもののつきまして、この五千三百五十万トンの計画をいたしましたときと、最近の実績見通しの原単位の比較を見ますと、紡績工業では綿糸千ポンド当り当初計画におきましては〇・七トンの石炭を使うこととにしておりましたが、それが最近の見通しでは〇・六五トンということになつております。パルプ・紙では千トン当り〇・四七トンの原単位が〇・三九五トンとなつております。それからソーダにおきましては、ソーダ灰換算トン当り一・三二トンが現在一・二二トン、化学繊維におきましては千ポンド当り一・四五五トンが一・四一トン、高炉鉄におきましては、鉄鉄トン当り一・六トンが一・一〇トンということになりまして、おおよそ一番少

いのはパルプ・紙であります。これは八四%になつております。その他は大体九三、四%というふうになつておるわけでございます。

○多賀谷委員 原単位の減少もありませんが、たとえばアンモニア製造等において従来石炭ガスを中心として製造しておつたところが、これが重油分解によるもの、あるいは天然ガスによるもの、こういうふうに変化をしてきたわけでありまして。そこでこの昭和三十年度に石炭が不況に陥りましたときに、合理化法案が出されたときには石炭化学ということがかなり言われまして、ところが今日残念ながら石炭化学という声をあまり聞かない。一部の会社においては石炭化学の推進のためにプラントを入れて、そうして試験所を作つておるようでありまして、最近石炭化学という声をあまり耳にしな

い。かつては昭和三十年度の不況のときには、とにかく今まで燃料で使つておつたのがあやまちだ、だから一つ原料で使うべきだということがかんがひられてきた。今日ではそういう声を聞かぬ。これは一体どこに原因があるか。どういふ状態であるのか。一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 これはしるうとの議論で多賀谷さんにあるいはしるうられるかもしれないが、私はこういうふうな思つておられます。化学工業といふように、科学技術が日進月歩で進んでくるわけでありまして、燃料といふしましは、またこの使用の上からいって、固体よりも液体の方が便利だといふことも一つ考えられると同時に、一方から化学工業の原料といたしましては、私は石炭も石油もそんなに

えらい違いはない、こう思つております。主として今日の石炭がこういうふうな状況になつておるといふことは、石油が比較的たくさん出たといふこと、それからこの石油の運賃といふものが非常に安くなつてきた、その結果石油といふものが石炭の分野を荒してきた、こういうふうなことが私はおもなる原因だと存じまして、石炭は石油として化学原料として研究をするといふことが、もつとも必要だと私は思つておるわけでありまして。しかし石炭にかゝる原油をもつてすることができるといふふうな化学的組織のものになつてみれば、むしろこれは石炭を使うよりも今原油の方が安くて、そうして処理がしやすい、こういうふうなことから、今日非常に勢いで、石炭が世界的に原油のために食ひ込まれてきておる。こういうのが今日の現象ではないかと存じまして、石炭といふものについては、燃料以外の使用の道につきましては、これは十分まだ検討をして原油で及ばない方面には、石炭にある一つの特徴があるだろうと存じまして、これは捨てるべきものではない、私はこう思つておりますが、これは多少しるうと議論になりますけれども、そう考へております。

○多賀谷委員 ここに齋藤官房長がお見えですが、齋藤さんは当時の石炭局長であります。そこで合理化法案を出されるときには、齋藤さんみずからもおつしやいましたし、時の通産大臣の石橋さんもおつしやいました。もう燃料で使うといふのは古いのだ、ですから石炭化学で原料として使うべきだといふことが、かなり本委員会でも強調されたわけでありまして。そこで当時

は第一には低品位炭を使うということ、第二には石炭化学の方向に進行さす、こういうことがかなり議論をされたと思ひます。ところが法案が通過したと記憶しておるのです。おそろしく記録を見れば、そういうことがかなり議論されておる。ところが法案が通過いたしましたその声はほとんど聞かれなくなつた。そうして最近では石炭会社経営しておる化学工場で石炭を切りかえて重油を使うといふような残念な状態にもなつておる。石油化学といひまして、雇用量は直接には全然伸びていない。御存じのように石油化学で百億の投資をしましてもおそろしく二、三百人くらいしか直接の雇用はなまと思ふのです。そういうことを考えますときに、今のようない石油化学が百鬼夜行のごとき状態を呈して、どんな企業の設備拡大もやつておる、政府は外貨の面その他かなり制約をしておると言われまふけれども、私は現在の石油化学の状態を見ましても、少くとも化学工場であるといわれる工場、会社はほとんど石油化学に対して進出を始めた。ですから私は、今は確かにどの製品をとりましてもかなり不足の状態を示しておる、外国から輸入しておるような状態ですから、そういう面は言い得ると思ひますけれども、しかし今のようない石油化学の状態を見ますと、これは無政府状態のような感じを受けるわけですから。一方石炭はどうかといひますと、確かに石炭は工程においてもガスにするだけ余分の工程が要することは事実です。しかしこれは大規模に推進いたしますならば、必ず私は石油化学と拮抗していけるものである、こういうふうに考えるわけですから。そこで官房長もおられますからお

聞かせ願ひたいと思ひますけれども、一体通産省としては石炭化学の面に、どういふ推進方法をとられておるか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(正年)政府委員 石炭化学がなげ伸びないかというお尋ねであります。その前に石炭化学と並んでもう一つおあがりになりました低品位炭の問題について申し上げますが、その当時でも現在でも低品位炭の原料となるべき石炭の産出はほとんど変わつていない、当時よりも一般精炭が増産されただけ、むしろよけに出炭しておるはずでございます。それがなぜ利用されなかつたかと申しますと、低品位炭専用の発電所が常磐共同火力という形で建設されましたことは御承知の通りでございますが、これが不況のときに建設されました、あらかじめ石炭の消費量及びその規格、価格といふようなものを生産業者が協定いたしました。これらの生産業者が同時に株主になつてスタートしたわけでございまして、この前の石炭の市況が好転いたしまして、ときに、石炭の需要数量の面におきまして、価格の面におきまして非常に困難をなめたという状況でございまして、従つてできました電力の価格も当時予定しておりましたものに比べて、若干高くなつておるといふことでございまして。それから常磐地区にはもう一つ低品位炭の化学的な利用、ガス化といふことにつきます、日本水素がございまして、それは御存じの通りでございますが、それもやはり不況のときに石炭の完全ガス化でスタートいたしました。石炭が好況になりましてからやはり原料炭の収集及び価格面に相当な困難を来たしまして、これが経

二

二

營的には必ずしも成功ではなかった。

この二つは初めから低品位炭の利用を
眼目としてスタートした典型的な事業
でございまして、結局好況になれば低
品位炭の数量もなかなか出てこない。
それから価格がむしろ精炭に比べて不
利になるような状況でございまして。こ
れは石炭の市況が変動の場合には、一
般的にそうでございまして、好況のと
きにはむしろ高品位炭の方が割安にな
る、しかし不況のときには低品位炭は
非常な値下りをするというのが従来の
実情でございまして、その点あらかじ
め十分手配しておきましたにもかかわ
らず、結果としては私が今申し上げま
したような事情でございまして、結局
低品位炭というものは運賃負担力が、特
に低品位炭の場合には運賃負担力が
ございまして、どうしても地元で利
用する。そうしますと非常に限られた
石炭山の資源に全面的に依頼するわけ
でございまして、一たん好況になった
場合に供給力が不安があるということ
は、長期の安定した事業計画を立てる
上に最大の欠陥でございまして。この点
が、利用者の面もお非常に研究、工
夫を要する点があると思ひますが、生
産業者の面においても十分考えなけれ
ばならない問題ではないか。この点が
結局低品位炭の利用の問題の一番大き
なネックではないかと思ひております。

それから石炭化学について通産省と
してどういう手を打っておるかという
ことでございまして。これは当時から
ずっと一貫いたしまして、通産省の研
究項目の重点項目に引き続いて取り上
げて推進いたしております。通産省で
試験研究補助金なり、あるいは通産省
所管の研究所の取り上げます重要研究

テーマとして、引き続き石炭化学の
問題は取り上げてやっておりますし、
通産省の傘下にございまして資源技術試
験所でもずっと引き続いて石炭化学の
問題を取り上げてやっております。成果
が出ております。それはガス化の面に
おきまして、従来のコークスあるいは
半成コークスを使いました二段階のプ
ロセスが、流動乾溜法という方法で、
非常に短時間に一段階でガス化する方
法が一応技術的に完成されて、御
承知のように釧路で現に小規模の工業
化試験の段階を通過しまして、実用化試
験の段階に入っております。これは用
途あるいは立地条件、あるいは石炭の
価格によりまして、原油のガス化に
よるガスの化学と十分拮抗していける
のじゃないかというところまで
行っております。しかし石炭化学の一
番中心でございまして石炭から直接化学
製品——オレフィン系とかパラフィン
系というような、今流行の有機化学の
製品を取り出すという点につきまして
は、まだほんとうの基礎的な研究段階
であります。しかしこれは御承知のよ
うに北海道炭礦を中心いたしまして
相当金をかけて研究をいたしております
すし、理論的には十分石油化学に拮抗
できるような品物ができるといふこと
だけは見通しがついておるわけでござ
いまして、ただ原価面はどういう程度
のものができるかという点、あるいは
試験品を取りました際に、試験品をど
ういふふう利用するかというような
点、なお全体の規模、あるいは生産工
学の面、そういった面にはまだ非常に
研究の余地があるように思う。これが

急に解決を見ることは困難のようでご
ざいまして、しかし石炭化学というも
のが全然見込みがないというふうな考
えておられるわけではございませんし、ま
た研究としても可否を問はず引きつい
て続けておる状態でございます。

○多賀谷委員 今低品位炭のお話があ
りました。その低品位炭が不況のと
きはかなり価格が下るけれども好況に
なると上ってくる。そこで価格が非常
に不同であるから利用者側も非常に困
る。そこで低品位炭の利用というもの
が十分行われたいのだ、こういうこと
を言われる。しかしこれならば私は政
策で解決ができると思う。これは技術
の問題でなくて政策の問題です。まし
てや低品位炭ということになれば私は
政策で解決できると思う。そこで私は
その問題については、あとから質問し
たいと思うのですが、しかし技術面の
問題もあるのではないかと思います。
私も日本水素のトップス法を見てき
ました。しかしトップス法というの
は、単に石炭価格が高いからというこ
とだけであるのかどうか、これはわれ
われもいろいろとありますからよくわ
からないのであります。重油のテキサ
コ法とか、あるいは石炭で言いますと
トップス法あるいはウィンクラー法
というのがあるわけですが、大体重油ガ
ス化法に対して石炭ガス化法は一二六
%から一六〇%くらい原価が高くなっ
ておる、こういうことであります。そ
こでこれが単に価格だけ、しかも低品
位炭の場合は価格を変動させない、一
定にしておく、こういうことで解決
できるなら、これは価格政策でありま
すから、かなり政府が積極的におや
りになればできるのではないかと。

しかし技術的な問題は十分な研究と、
ただ実験だけでなくてそれに対抗する
大規模な中間プラントを作って、さら
に工場を作るという助成政策を政府がや
らなければできないと思うのです。今
のように一企業がやっておるというよ
うな状態ではとうていできない、少く
とも今日の石油化学に対抗するため、
石炭界あげて一本の石炭化学工場でも
作って、大きな計画をやらなければう
まういかないのではないか、その前に
は少くとも中間プラントを作って、そ
うしてこれに数十億の金額を費してや
らなければ、将来石炭は市場を失うの
ではないか、少くとも原料の面では行
き詰まって原料としての利用価値はな
くなる、こう考えざるを得ないのです
が、これに対して大局的に通産大臣か
ら御答弁願いたい。

○高橋国務大臣 政策面の問題でなく
てやはり技術面の問題につきまして
は、相当長期にわたってこれに対して
は腰を据えて検討を加えなければなら
ぬと存じますから、今多賀谷委員の
おっしゃったように、この点につきま
してはやはり十分検討を加えたいと存
じます。

○多賀谷委員 そこで私は価格政策に
入るわけでありまして、政府が合理化
法案を作られた場合には、この合理化
法案によって石炭価格を下げるのだ、
こういうこと目的で出された当時
は、高炭価問題というのが非常に大き
な問題になっておりました。今日でも
私はその問題は解消していないと思
うのです。ところが実際に平均炭価
をながめてみますと、大体平均カラ
リーで三十年上期が四千四百六十
七円、三十一年上期が四千九百七十

三十二年が五千五百七十六円、三十
三年が五千二百五十六円とダンピングを
除きましては価格というものは下っ
ていない、こういう状態です。

そこでやはり価格政策を十分にやら
なければならぬ。価格政策をやる前提
は需給の安定でなければならぬと思
う。そこでこの需給の安定について政
府はどういうようなお考えであるか。
今までの日本の石炭の歴史をながめて
みますと、ほとんど日本の石炭は統制
の歴史を持っていて、こういうことを
一言に言っているのではないかと。
明治以前は各藩がおの一手販
売をやっておりましたから、これは別
問題といたしまして——黒田藩なんか
は全部一手販売をやっておったので
から、これは別問題ですが、明治に
入ってから経済が上昇期にありました
間は、そういう問題は起っておりませ
ん。そこで第一次大戦後にやはり統制
の問題が起っている。第一次大戦の
とき一九一九年には三千万トンという
炭を出しているわけですが、その直後大
正十一年にはもうトラストを作らなけ
ればならぬという状態になっているわ
けです。すなわち石炭工業連合会とい
うトラストを作った炭制限をして、
これは輸入石炭との競争の關係もあ
り、国内炭の需要が減ったということ
で、そこでまずトラストを作った炭
制限をするということになりました。

ところがこのときは労働組合もまだ強
くなかった状態ですから、かなり大
きな首切りが行われている。それから昭
和になりまして、昭和七年に昭和石炭
株式会社という一手買取機關を設けて
いるわけですね。それから昭和九年にな
りますと重要産業統制法、これによっ

て統制物資に指定されている。これは戦争経済につながるものであります。それから昭和十五年になりますと、石炭配給統制法というものができて、生産と配給計画を任務とする日本石炭株式会社というのを設立している。それから昭和二十一年、終戦後に石炭配給を統制するために、今までの日本石炭株式会社を解散して、今度は配炭公団になっている。それから臨時石炭鉱業管理法ができて、昭和二十四年に初めて自由経済という状態になってきている。そこで昭和二十四年から自由経済になって、すぐもう不況のきざしが出てきた、何とかしなければならぬといったときに、天佑と当時経済界では言いました朝鮮動乱が起った。そこで二年間は繁栄を見た。戦争が終ると今度はまた不況という状態になって、御存じのように昭和二十七年、二十八年、二十九年と非常な不況を見て、三十年に合理化法案ができた。こういう状態になっている。そして今日また買収会社を任意的に作らなければならぬという問題が起っている。そこで日本の石炭の歴史を見ますと、ほとんどが戦争経済につながるか、戦争経済につながらない場合は不況の谷間に落ちて、カルテル会社のようなものを作らなければならぬ、こういう状態になっているわけです。そこで私は石炭の宿命といえますか、その持っている性格からして、統制といえば経済的なイデオロギーで反対をされる方がありますから、統制ということとは差し控えますが、需給の安定ということをどうしてもやらなければ、日本の石炭はやれなないのではないか、もうすでに歴史が示している、こういうことが言い得るの

ではないかと思うのです。そこでその原因は何かというところ、その第一は、何といひましても企業に弾力性がないということであり、第二は、電力需用というものが今後非常に大きなウェイトを占めてくる。しかもその電力需用というのは、豊満水に非常な関係があるという状態があるわけです。これは何ともできないという問題がある。こういう二つの面から、どうしても需給安定的な恒久政策というものが必要ではないか。そこでこの合理化法案も、そういう意味において、とにかく若干そういつた面が入れられて、そうして不良炭鉱を買い上げる、こういうことになったわけですが、これだけでは私はやはり底抜けだと思ふのです。少くとも標準価格というものが設けられ、そうしていろいろ運営されたにかかわらず、その後炭価は非常に高騰した。そうしてその高騰した結果として通産大臣はどういうようにお考えになるか。一体恒久的な需給安定政策というのを考えられておるかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○高橋国務大臣　今石炭の過去の歴史を承わって、私はこの石炭鉱業というのがエネルギー資源として、またすべての産業の基礎産業であるということのために、そういう手を打たなければならなかったということは必要だったと存じておりますが、前には石炭というものが、これは日本といたしましてはエネルギー資源としては唯一

のものであったと思います。この点につきましては、石炭鉱業というものについて、つきましては、石炭そのものについて、統制をするとか、あるいはセーブするとかいうことだけを考えていけばよかったと思っておりますが、戦後石炭というものにつきましては、石油事業との競合が非常に大きな問題になった、私はこう考えるのでありますが、幸か不幸か、日本といたしますれば、石油はほとんど輸入にやらなければならぬ、こういうわけでございますから、かりに長期の見通しを立てまして、先ほど申しました昭和五十年に二億七千万トンの石炭が必要といったときに、四八％は輸入に依存しなければならぬ、こういうふうになっておるわけであります。そういうふうな点からは考えますと、将来の日本のエネルギーは過去と違つて石油と石炭とを両方にらみ合せていかなければならぬ。石炭は国内で生産できる。石油はこれは輸入せなければならぬ、こういう点がありますから、やはり国内産業を持続する上におきまして、これは炭主油従といふこの方針は変えることのできなないものだ、こう思うのです。そういう意味から過去にとつておりました日本の石炭政策とにらみ合せて考えますと、多少変えなければならぬことは、この石油というものを考えると同時に、国内産業と輸入というものをそこにおいて考えていきますと、石炭はやはり中心に置いて考えなければならぬ、そういう点を見ますと、石炭の需給見通しというものを、今まではあまり簡単に見ておつたというふうな感じが私はいたしますから、これは単に経済的問題でなく、国の将来といふこと

とから考えまして、これは需給見通しをもっと完全に、そうして間違いないものを作るということが大事だと思ひますが、しかしそれに對しまして、先ほど多賀谷委員の御指摘のように、消費の方面は、水力電気の方は水の出工合によつて變る、あるいは一般国内産業全体は景氣、不景氣によつて非常に需用が變るといふことになりまして、需給の見通しを完全に作ると同時に、どうしても需給調整審議会というふうなものを作つて、その計画は確かであるが、いつでも隨時にある程度變更し得るといふふうな方面にも一つ機動性を持たす、そういう必要がある、こう存するわけであります。それでその輸入の調整といふことは、やはりその輸入する油といふものについて、経済にある程度無視しても、ただ單に安い高いというだけでなくて、それに對して國家の力をもつて輸入を制限するとかいふような方法をもつていけば、多少この問題は解決し得るような考えがあるのをごさひまして、この点はまだ私ははっきりとこういうふうにやるかという意味で石炭の今後の方針に検討を加へたい、こう存じておるわけであります。

○多賀谷委員　大臣は今私たちが思つておることを率直にお話しなさいました。しかしこのことは、私は何度でも大臣から聞いておるが、一向実行されないうまい。要するに今までは、石炭だけがいゝけれども、今後は燃料のエネルギーがやはり相當進出してくる。だから燃料エネルギーについての調整をしなけれはならぬ。石炭だけ調整してもだめ

だ。ところが燃料エネルギーは、幸か不幸か、外国からくるからこの調整は比較的楽なんだ、こうおっしゃるのですけれども、残念ながらそれが実行を遂行しないところに問題があるのではないか。かつて読売新聞は、石油資本というのは日本政府よりも強大だという記事を新聞に書いた。今日石油会社をながめてみますと、製油会社においては、純然たる民間資本というのは三社程度です。これは丸善あるいは大協、出光、こういう程度であります。ほかは全部外国資本が入っております。重油燃料のごときは五五％も外資を入れておるわけですか。こういう状態のためでしょうか、なかなか通産大臣がおつしやるのが実行を聞いていない。しかも通産大臣の所管の石油と、同じ所管の石炭の調整が、同じ省においてできないということは、私は非常に遺憾であると思うのであります。電力のごときは公益事業でありまして、政府がかかるときの権限を持っております。その電力すら、最近の状態では、倍數をもつて、二倍々々と重油の消費が伸びておる。昭和三十三年度は若干減りましたけれども、また三十四年度の見通しを発表されたところによりますと、一〇％以上重油の消費が伸びておる、こういうことで一休会社かやれるだらうか。通産大臣がここで御答弁になりましたけれども、実際は実行を聞いていない、こういう状態ではないかと思うのです。これに対してはどういう決意でおやりになるのか、これをお聞かせ願いたい。

○高橋国務大臣　これはある程度は経済を無視してできますが、根本的に大きな経済を無視してやるということでは、国の産業全体がやはり国際的な競争

争に打ち勝つていきます上に、おいては、そう簡単にできないわけでありまして、御承知のごとく、三十三年度も、下半期におきましては相当議論がありましたが、最初の予定よりも五十万キロリットルの原油を切ったという事は、石炭に換算してこれ二百二十万トン近くの石炭の需要を油から切りかえた、こういうふうになっております。三十四年度におきましても、これは全体的には油の輸入はふえておられますが、しかしその計画から申しますれば、これはやはりある程度石炭に切りかえるようにやっています。それは全然経済を無視するわけにはいかない。従いまして石炭の原価というものをできるだけ下げようとして、油に近寄らしめるというのを考えていかなければならぬと存じますが、同時に私は油自体も今の状態は最悪の場合でありまして、最悪と申しましようが、油にしてみれば、運賃が非常に安くなっておりますから、一番いい場合であります。しかしこの運賃が、今日の運賃を維持するという事は、だれも考えられないことであります。ですから運賃が高くなれば油の原価も上る、こういうことになりますから、その時期もあるわけなので、そういう点をにらみ合せまして、一ぺんに油を全部石炭にかえるというわけにはいかぬわけでありまして、逐次その方針をもつて進んでいきたいと存じておるわけでありまして。

○長谷川委員長 多賀谷君に申し上げます。労働大臣が参りましたが、労働大臣は参議院の予算委員会の関係があるので、御質問がありましたら労働大臣に対する質問を先にして下さい。

○多賀谷委員 それにいたしましたし、もう、産業別重油販売実績及び見込みというものをみますと政府の計画では公益事業において二〇%も重油の消費が伸びておる。公益事業というのは政府の認可事業で、少くとも純然たる民間企業ではない。公益事業である電力とかあるいはガス、しかも財政投融資をかなり使っている電力における規制ができないようなことでは、私は一般の民間に対する重油消費の規制というのは非常に困難ではないかと思う。こういう点は一体どういうようにお考えですか。私は電力というのに対してこれだけ重油を伸ばす必要はないと思ふ。しかも今日電力会社の豊満水によって、石炭は今お話をありましたように二百数十万トン毎年予定が狂っております。とにかく一番石炭需要の予定の狂うのは電力です。でありますから電力について重油がこれだけ伸びると予想されておるといことは、きわめて私は遺憾に思うのですが、どういうお考えですか。

○今井説明員 おっしゃる通り、確かに電力事業におきましては重油の消費はふえております。これは最近新鋭火力がふえて参りまして、特に最近の新鋭火力がふえて参りまして、普通の旧来の火力と違ひまして、どうしても混焼率が技術的に高くなるを得ない、実はこういう事情がございます。特に新鋭火力は普通の火力と違ひまして、ベイス・ロードとして運転いたしておりますので、フルに運転しなければならぬ。それからときどき機動停止といふ事か、火力をたたくときに、やはり油を技術的に使わざるを得ない、そういう事情がございまして、普通の火力は昔は大体八%か九%の混焼率でやっておりましたけれども、最近の新鋭火力は二〇%あるいは最々新鋭になりますと、極端なものは二四%というふうなものも出ておまして、全体の混焼率が昨年は一三%程度の混焼率でやっておりましたが、三十四年度はそれより少し上るのじゃないか、実はこういう見通しでおまして、主として新鋭火力の増加による技術的な問題が主たるものであると考えております。重油を極力抑制するという点については、三十三年度はもちろん豊水の関係もございましてけれども、百四十万キロという計画に対して、消費は百四十万で実績は下っておりますが、三十四年度はやはり百四十万くらいの重油が要るのじゃないか、こういうふうにお考えしております。

○多賀谷委員 私はどうもしろうとでよくわからせんけれども、新鋭火力はベイス・ロードをするのですから、むしろ重油の混焼率は少なくて済むのじゃないか。一般の火力は火を落した、また火をつけたりするのですから、しろうとで考えれば、むしろ一般火力の方が点火する場合に重油がよけい要るのじゃないかと思うのですけれども、どうもベイス・ロードであるという新鋭火力に、なぜ重油の混焼率が多くなるか、この点どうも疑問であります。労働大臣が見えておられますので、時間がないそうでありまして、労働問題を先にやりたいと思ひます。どうも順序が逆になつて、うしろから始めるようになるわけですが、そこで労働大臣にお尋ねいたしたいのですが、今度の石炭合理化法案の一部改正によって百万トン余分に買うわけ

です。そこで一体どのくらい失業者が出るのか。われわれの見込みでありますと百万トンで七千五百人くらい失業者が出る。ところが今までは三百三十万トン全部買上げておりましたけれども、三百三十万トン買うという予定になつておるが、おそらく六十万トンくらいは買われてないので、これはどういうものが買われる。それによってどの程度失業者が出るのか、これに対する離職対策はどういうふうになつておるのか、お聞かせ願ひたい。

○倉石国務大臣 合理化法による石炭買い上げを、さらに百万トン追加することにつきまして、政府の石炭政策としてぜひやらなければならぬことであると思ひますが、そういうことをいえます場合に、当然予想される失業問題に、政府としては万全の措置を講ずべきであるということ、それだけ関係者で検討いたしました、その結果私どもとしまして、あらゆる角度からその施策を実行いたしていくために、それぞれの関係方面において相談をいたしまして、今お話しのように失業対策について協議いたしました。もちろん御存じのように万全の措置を講じていくということについては、骨が折れることでありますけれども、一応私どもの計算によりますと、百万トンの増が買い上げに伴う離職者は、全国で大体七千五百三十名ほどと考えております。そのうち北九州関係が四千九百名というふうに計算をいたしたわけでありまして、これらの離職者に対しては、いろいろ相談をいたしました結果、まず第一に同系業種の間で

るだけ配置転換をして吸収してもらふということにして協力を求めておりますが、同時にまた新規採用の場合は、特にたまたまのような施策によって生ずる離職者を優先的に雇用してもらふというふうなことも協議をいたしたわけでありまして、そしてなるべくほんとうの意味における離職者を少からしめる。それから私どもの方の受け持の仕事をいたしましては、当然そこに予想される離職者に対して職業訓練、これは多賀谷さんも御承知の通り、従来失業者がある程度出る。あるいはまた多発地帯のようなところには特別な職業訓練をいたしておりますが、そういうものも百万トン買い上げの施策と協力する意味で、私どももこれに特に力を入れて参りたい。それからまた他の方に移動して参ります場合に、従来炭住を持たなかつたところの労働者が、あつちこち移動するのとは違ひまして、現在は大体炭住におるけれども、あるいはまた小規模のところでありまして、そういうところのいらない人もおられますが、移動して参りますにはそれぞれ金も入り用なわけで、そういう離職者の移動について、できるだけ政府においてもお手伝いをしてやる。その移動の促進をはかるようにいたしたい。それからそれらの措置によつて対策のできない離職者に対しては、それぞれの関係地域において公共事業や失対事業等を集中的に実施して、その雇用を吸収して参る、そういうふうなことを考えております。それからまたこの施策を円滑に遂行いたしますために関係地域におきまして、石炭鉱業離職者対策協議会というものを設置いたしました。そこで先ほど申し

上げましたようなこと以外に、われわれが御協力を申し上げるべきことについては、全面的にお手伝いをして協力をする、こういうふうに考えておられるわけでありまして、そこで申し上げれば他の委員会等においても申し上げてございまして、なお公共事業等においては、御承知のように三十三年度予算では四十五億五千八百万円を計上いたしておったのでありますが、本年度はそれにさらにプラスをいたしまして、合計七十九億四千万円というものを、特にこのことについて諸般の仕事を満足にさせるために予算の増額をいたして、私が先ほど申し上げましたようなことをいたしますためには、やはり地元負担増のことも考慮いたさなければならぬので、九州、ことに福岡の県当局等も招致いたしまして、実際に当って自治庁とも十分な連絡をとりまして、これらの職職者に対して行すべき仕事の手ぬかりのないようにいたしておるわけでありまして、なお新聞にもちよっと出ておりましたが、季節的に炭鉱労働者が今のようなことで離職される者について、伊豆の災害復旧地等でもそういう人々を一つ吸収しようというお話がございまして、まことにわれわれとしてはありがたいことでございまして、現にそういう人々が移動して他の地域の災害復旧等に労働力を向けられるという方々については、地元町村あるいは県等から餞別なども出していただいたりして、そういう意味でいろいろな面から協力をいたしまして、ただいまの百万トン、さらに買上げることによって生ずる離職者の対策に万全を期しておるわけにござい

ます。

○多賀谷委員 私の手元に福岡県炭業関係市町村連盟から資料が参つておるわけでありまして、それは石炭合理化臨時措置法施行による炭鉱買い上げに伴う失業者の発生状況調、昭和三十三年十二月末現在ですが、これは現在までに買い上げを決定し、及び申請をなし閉山せるものの分、こういうことである。現在までに福岡県において出ている閉山並びに失業者に對しては、各町村別にしさいにデータが出ておるわけでありまして、それによりまして、今までの閉山をいたした炭鉱の当時の従業員数が一万五千五百三十六名、それから離職後、他に就職した者がそのうち五千六百四十一名、さらに離職後他の市町村に転入をした者が三千五百五十三名、さらに完全失業者という言葉を使っておりますが、この完全失業者というのは政府の定義とは違ふ。これは政府の方は一カ月の終りの一週間に一時間も働かなかった者、こういうことでありますからこれとは違ひますが、とにかく六千二百二十六名という数字をあげております。これはかなり失業保険をもらつておる者が入つておるのじゃないかと推定されるわけでありまして、こういう数字を出しております。それから生活保護法の適用を受けております者が七百二十名、それから今度炭鉱の不況によつて今まで就職しておつた者で離職が予想される者、これが私はきわめて重大な数字になつてくると思つたのです。今まで炭鉱が好況でありましたから、一回閉山後就職いたしましたも、次に同じような炭鉱に就職しておる、それがまた閉山になる、こういうような問題あるいは閉山にならなくても首切りになる、こういう問題、この数字が二千四百七十一名、こういう推定をしておる、こういうふうにはつきりしておるかどうかわかりませんが、少くとも二千四百名程度は一度就職した者が再就職をするのではないかと、こういう推定が行われておるのであります。そこで雇用対策を必要とする者が八千七百九十七名という数字をあげておるわけでありまして、これは私は数字そのものは、厳格に言いますと必ずしも正確ではないかもしれませんが、大体の傾向は変らないのではないかと。そこで今度の合理化法案百万トンに伴う失業業者というのは、百万トンだけの失業者を対象とするわけにいかない、過去の三百三十万トンにさらに百万トンを加えまして、四百三十万トンの買い上げによるそのしわ寄せが一度にここにやつてくるというのを想像しなければならぬと思つたのであります。そこで今度の失業対策というものは、きわめて私は重大な問題であると思つたわけでありまして、昭和三十三年度の石炭合理化法案が通過いたしました際に、非常に苦しい経験をなめておるわけでありまして、当時の労働大臣は一体合理化法案が通過することによる失業者の問題はどうかということに對して、きわめて詳細に数字をあげてお答えになつておるのであります。ところがそれが全部狂つておる、ここに非常に問題があるわけでありまして、当時労働大臣は、とにかく昭和三十三年度において電源開発工事で四百名、河川改修その他で千七百五十名、さらにその内訳として遠賀川に五百名その他に

また閉山になる、こういうような問題あるいは閉山にならなくても首切りになる、こういう問題、この数字が二千四百七十一名、こういう推定をしておる、こういうふうにはつきりしておるかどうかわかりませんが、少くとも二千四百名程度は一度就職した者が再就職をするのではないかと、こういう推定が行われておるのであります。そこで雇用対策を必要とする者が八千七百九十七名という数字をあげておるわけでありまして、これは私は数字そのものは、厳格に言いますと必ずしも正確ではないかもしれませんが、大体の傾向は変らないのではないかと。そこで今度の合理化法案百万トンに伴う失業業者というのは、百万トンだけの失業者を対象とするわけにいかない、過去の三百三十万トンにさらに百万トンを加えまして、四百三十万トンの買い上げによるそのしわ寄せが一度にここにやつてくるというのを想像しなければならぬと思つたのであります。そこで今度の失業対策というものは、きわめて私は重大な問題であると思つたわけでありまして、昭和三十三年度の石炭合理化法案が通過いたしました際に、非常に苦しい経験をなめておるわけでありまして、当時の労働大臣は一体合理化法案が通過することによる失業者の問題はどうかということに對して、きわめて詳細に数字をあげてお答えになつておるのであります。ところがそれが全部狂つておる、ここに非常に問題があるわけでありまして、当時労働大臣は、とにかく昭和三十三年度において電源開発工事で四百名、河川改修その他で千七百五十名、さらにその内訳として遠賀川に五百名その他に

千二百五十名、道路事業に千五十名、鉄道建設改良事業に九百名、合計四千四百名を吸収する、こういうことをはつきりおっしゃつておるわけでありまして、ところが実際はどうかといふと、鉄道建設事業のごときは、もうすでに同僚議員からお話があつたと思ひますが、不況のさなかには工事は行われなかつた、二年後ぐらいにやつと工事が始まり出した、こういう状態にある、そして現在はどうかといふと、この前地元の町村長が見えてのお話であります、四百名予定のところは三名しか雇つていない、お茶くみ三名だと、こういう話です。建設事業に携わる人は、みなよその方から雇つてきて請負が入つてきておる、こういう事情たそうであります。これは私は何をいいたしても労働省の怠慢であると思つた。実はその当時の川崎・油原原の建設工事は、労働省が予算をとつて運輸省に移管するという話でこの話ができた、ところが合理化法案が通過した後は、労働省の方はさつぱら向いて運輸省独自で全部金のめんどろからその金をやらなければならぬ、こういう事情にあつたと思ふ。しかし運輸省の方は何も失対の人々を使う義務はない、こういう気持ではないかと思ふ。こういうふうな私には実際の運営をながめてみますと、合理化法案が通過したときの国会の答弁と全然異なつたことが行われておる。なるほど当時若干事情が違つて炭界が好況になつたという理由もあるでしょう。しかし現実には買い上げ後の閉山を受けました炭鉱に行つてみますと、まことに悲惨な状態です。従来マル石といひまして合理化法案に伴う離職者に対しては、全

員失対事業に行けるようにしておつた。ところがいつの間にかそれはやめて、一般の日雇いと同一ような扱いをする。ところが炭鉱の世帯といふのは、おやじさんが一人で働いておるという世帯は珍らしいのです。とにかく低賃金なものですから、おやじさんも働き、家内も働き、むすこも働いておるというのが大体炭鉱の実態なんです。そういういたしますと、ほつぽり出された世帯からは一人しか日雇いに行けない。ほかの者は、同世帯において世帯主並びにそれに準ずる者しか日雇いに行く資格がありませんから、行けないという状態になつておる。現に私たちがその閉山後の離職者に会いましたら、政府はだましたじやないか、最初マル石といつて全部雇つてくれたけれども、今ごろは世帯主しか雇わぬ、こういう状態になつておるじやないか、こういうことであります。こういう状態でありまして、実際めんどろを見てやると言ひながら放置されておる労働者に対しては、われわれ自身も責任を感じますし、労働省としても責任を感じなければならぬと思つた。そこで従来マル石という制度があつたじやないかといふことを言ひましたところ、その労働部長は新任でありまして、そういうことがあつたでしょう、かういふふうな逆になつておる、もう忘れられた状態になつておる。そこに私は非常に問題があるのじやないかと思ふのです。そこで今抽象的に大臣お話しになりましたけれども、私は具体的に、一体この地点にはどれだけの失業者が予想されて、どの仕事をやるのかといふことを明確に表を出してもらいたいと思ふ。私たちが

は二度とあやまちを繰り返したくない
と思う。実際三百三十万トンプラス百
万トン、計四百三十万トンのしわ寄せ
がここにくるといふ事態に、労働大臣
の抽象的な上手な答弁で、私たちは満
足するわけにはいかない。だから具体
的に一つ表を出していただきたい。

○倉石国務大臣 多賀谷さんも御承知
のように、福岡の県当局も来てもらい
まして、またこちらからも実際に人を
やりまして、――過去のことはいろい
ろお話がございました。そこで今回は
たとえば今の買い上げの多くの炭鉱は
遠賀川の流域である。遠賀川というの
は地元でありますから、もうよく御存
じのように、こういうことの施策のた
めに、非常に一本の川で金を食ってお
ります。しかもなおかつその流域であ
るからして、まず地元と相談いたしま
して、そうして大体公共事業としてど
ういうような仕事か、一番経済的にし
かも人員吸収に効果的であるかとい
うようなことの相談をいたし、同時に
たそういう事業をするための地元負担
というものは、県も増強されるのであ
りますから、自治庁も入れて相談をい
した、こういうわけでありまして、今
どういう地域にどれだけのものが発生
をしてそしてそれをどういうふうによ
る場所を吸収し得るかというところ
につきましては、これはもう先般来政府
内及び県当局と相談をいたしましたの
で、大体のことをおわかりだと思いま
すが、私どもは先ほど申し上げました
ような公共事業で十分の手当をするほ
かに、それでおお残りのものは一般失
業対策でこれを労働省において引き受
ける、こういう態度をとっておるの
でございますから、その失対事業をこれ

らなすべき地点につきましては、県当
局の計画を待って、それにマッチする
ようにこちらで全面的な協力をする。
従って先ほど申し上げましたように三
十三年度予算に、さらに三十三億八千
百万円というものがふえた、こういう
ことでありますからして、部分的に詳
細にこの地点にこういうふうな仕事を
することについては、今私どもの結論を
持つておりません。それは先ほど申し
ましたように、先般来県当局とわれわ
れの方で、鋭意このきめられた方針に
基いて、どれだけの者をどこに吸収す
るか、今計画を相談中でありますから、
なるべく実際に適応したような計画
を、なるべく早い機会に決定をして、
私どもも百万トン買い上げの施策によ
る離職者に対しては万全の措置を講じ
て参りたい、こう考えております。

○多賀谷委員 今政府で計画されてお
る内容も、私たちはかなり承知してお
りますが、その内容につきましても私
たちは非常な不満を持つておると同時
に、非常な誤差があることを指摘した
いと思うのです。たとえば政府は既往
の三百三十万トンのうち、昭和三十四
年度に発生を予想される離職者がたっ
た五百十五名、こう書いておる。これ
なんかも全く私から言いますならば見
込み違いはなほだしいと思うので
す。まだ三百三十万トンのうち六十万
トン買い上げていないのですが、第一
これが入っていない。当然これは三十四
年度に発生します。それから百万トン
買い上げにもさらに発生する。しかも
前に買い上げた二百七十万トンの
分についてさらに発生する、こういう
ことですから、百万トンだけの離職者

を対象としては私は意味がないと思
う。これは重なるって累増してくるとい
うことを考えなければならぬ。これが
第一に問題であると思うのです。それ
から第二には、いやしくも法律を通過
さず場合に、あのことは今研究中で
ありますという答弁では私は承服する
ことができない。それはすでに今まで
にわれわれはそういう目にあつてきて
おる。実際建設省にしましても、その
他の省にいたしましても、現実問題と
してはなかなか雇ってもくれません
し、何をいいたしましても今までの道路な
ら道路五カ年計画、こういう線に沿っ
て事業をやろうとする。そこでそうい
う線にはずれたところの地帯には、な
かなかそういう事業が来ない。むしろ
比較的労働者の少いところに、そうい
う事業が行くという皮肉な状態にな
る。一番的確なのは鉄道をくぐります。鉄
道は炭鉱地帯に出るのですから、鉄道
の復旧事業というのは一番端的に事業効
果があると思うのですが、この鉄道で
す。本年度はごくわずかしが予算が
組まれていないのです。ですから今
の三十三年度のときには三十三年度の第一
三月まで、すなわち二十九年度の第
四・四半期につきましては、特別に鉄
道の繰り上げをやったということもあ
るわけです。そうして失業者を吸収し
たのですが、確かにそれは失業者吸収
の一助になったと思う。そういう政策
をやらなければ解決することができな
い、私はこういうふうにか考へるわけ
です。鉄道の建設、油須原線につきま
しても五十六名増加するように書いてあ
りますけれども、これも現在実際四十
名使つておるかどうかもわからない。

です。それから五十六名使うなんとい
うことは、なかなかわれわれはその通
りだといふわけにはいかないと思う。
さらに建設省の公共事業だつて、その
ことが言ひ得るのではないか、こうい
うふうにか考へるわけですが、これは一
つ具体的に表をお示し願ひたいと思
う。第一点は今申しましたように政府
が今考へられておるような計画では、
失業者はさらに累増してくるだろう、
それは見込み違いだということ。第二
はもう少しはつきり計画を示してもら
いたい、かように考へるわけでありま
す。

○三治説明員 三十四年度の各省の予
算は、一応北九州に予算をつけれられ
るものとして、大体のところを出して
いただいて、各省の本省側の方で減らす
ことではないという線でまとめたわけな
んですが、具体的なものは福岡県、土
木、農林、そういうところから各省へ
出向いて、具体的な場所その他予算額
の内訳を目下協議中でございます。す
で、各省ともそれを待った上で具体的
なものについてやらしてもらいたい。
今各省とも具体的な補助金、それから
国の直轄事業の計画なんかについて
も、中央と地方と相談中でございま
す。それを待った上でない、そう
いう具体的な細部のものについてはわ
からない。しかしその大枠については
は、先ほど大臣から御説明がありまし
たように、各省も同調して予算額、そ
れから吸収人員も決定したということ
でございます。

なおマル石の問題でございますが、
これは確かにその当時に労働省からも
特別なワケとして出したわけなんです
が、先ほど多賀谷委員から御指摘のよ
うに、当時炭坑が非常に回復して、む
しろそちらの方に出なくて再吸収され
るような状況で、労働省から見れば、
その当時通産と労働で非常に失業対
策、失業対策といつてやったのが、現
地においてはむしろ実際のマル石の
人が予定したほどなかった。今度の
のにおいても、むしろ各省から出たの
は、多賀谷委員がおっしゃったよう
に、ほかの実施官庁の方は労働者を
ういうふうな予定したのが、むしろだ
まされた、だから今度も実際大丈夫か
というふうなことも念を押されている
くらいでございます。先ほど大臣の
おっしゃったように、過去のことはと
もかくといたしまして、今後われわれ
の方も各現地の当局と具体的に相談し
てやらぬといかぬので、だから今の
ところできるできぬといつても水かけ論
になるのではない。従つて公共事業
の方も、場所が違えば、九州の現地
も相談して、バス、トラックもやる
し、それから現場の飯場施設のない事
業所についてはパイプ住宅なんかの補
助金も出そう、事業団の方もそれで補
助金が足りない場合には、さらにパイ
プ住宅なんかも買つて出そうという
うな線でもやっておりますので、実行上
については、さらにいまだ少し時間を
かしていただきたい、こういうふう
に思ひます。

○多賀谷委員 通産大臣も十二時まで
しかおれないそうでありまして、大
臣に対する質問だけを簡単にやりたい
と思ひます。あとから局長その他には
質問したいと思ひます。
そこで御聞かせ願ひたいことは離職
者に対する処置であります。塩業整
備法によりますと、これは一カ年間の

離職金を今度政府は組んで、そして塩業の整備による離職者には一カ年分の給与を出す、こういうことになっておるわけですね。炭鉱の場合はわずかに一カ月というところでありますが、一体この差異はどこから出ておるのか。こういう点が第一点。

次の第二点は、労働大臣にお尋ねいたしたいのですが、現在高率補助を多発的な地帯には行われておりますね。この合理化法案による閉山の出で参ります炭鉱所在の町村につきましては、非常に財政が逼迫してくる。そこで失業対策もやらなければならぬ、生活保護もしなければならぬ、税収人は減る、こういう状態です。かねてから政府は駐留軍の離職者との合理化法による離職者とは、これは一般の失業者とは区別すべきである、こういうことをおっしゃってやったわけですね。そこで私はこの際、駐留軍の離職者あるいは炭鉱の離職者につきましては、これは全額国庫負担でおやりになったらどうか、こういうことを申し上げたい。それは、すでに緊急失業対策法という法律が、政府がやることを前提にできておる。そして国庫補助が全額だというのは、ちょっと奇異に感じますけれども、法律そのものは全額でやるようになっております。すなわちこの緊急失業対策法の第九条ですか、失業対策事業は、国が、自らの費用で、又は地方公共団体等が、国庫から全部若しくは一部の補助を受けて、実施する。ですから一部の補助はついたりになつて、大体国庫みずからやるか、あるいは全部の補助金を出してやるかというところが前提になっておる。ところが一度

ない。私は、こういう法律の施行に伴う離職者というのは、これは人間が限定されておるのですから、当然その人々の分については政府が全額出すべきである、こういうふうに考えるのです。が、労働大臣いかがお考えでしょうか。この二点を御開かせ願いたい。

○高橋国務大臣 ただいま御質問の塩業整備には一カ年というお話ですが、これは九カ月になっておると思ひます。しかるに炭鉱の方は退職の金が一カ月しか出ない、こういうことでありますが、元来塩業は御承知のごとく政府の専売事業でありまして、その計画が出たものはほとんど政府が買い取るということになっておる。これを廃業するわけでありましてから、その事業の性質が石炭と塩業とはだいぶ違つておりますことと、もう一つは塩業の方はやめてしまえば、もう一つは塩業の方は仕事がなくなつてしまふわけですから、石炭の方はある程度配置転換がでるということ、そういうことも考慮されました結果、石炭の方は一カ月の手出ししか出しておりません。ただし遠方に移動いたしましたときには、旅費だとかなんとかいう名目をもちまして約一カ月ぐらゐを出してありますから、約二カ月分ぐらゐの離職手当が出る、こういうふうなことでありますから、多少そこは事業の性質上違つておるということをお断り願ひたいと存じます。

ます。またそれをしていくべきであると思つておりますが、その地点が御承知のようにたくさんございまして。そこでその各地域でそういう必要のないところはやつてはならないようでありまして、たくさん離職者の出るところでは、もちろん高率補助をやつていくように措置をいたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 確かに塩業とは事業の性格が違つておることは認めますけれども、私は労働者の立場からいへば、塩業の場合は配置転換がきかないけれども、炭鉱の場合はきく、こういう状態には必ずしも思ふのです。この地下労働でありましてから困難である。塩業の場合は地下労働でないものでありますから、土木事業その他に必ずしも向くとはいへませんが、比較的配置転換が炭鉱労働者よりも一般的にはきき得るのではないかと、こういうふうに考えるわけですね。そこで塩業の場合は十年勤続で一カ年というところになっておるのではありませんか、やはりその程度にはしてやる必要があるのではないかと、こういうふうに思ふのです。私はこのことについてであとから質問いたしたいと思ふのですが、実際問題としていたしどういふ状態になつておるかといふと、某炭鉱で、大体買い上げで金を出したのが五千万円といひます。そのうち鉱害復旧をほとんどやつてない。ですから三千万円から四千万円鉱害の賠償金に要するのです。そこでそれはまず優先的に事業団が持つていく、そういうことになつておる。そうすると、あとの千万円から千五百万円のうち、国税庁その他が持つていく。それから労働者の賃金、これは賃金未払いにはなかつたわけ

です。ところが退職手当の、労働協約または就業規則による確定した退職金が千三百万円ある。それが一銭ももらへぬという状態になる、こういうばかな話があるだろうかといふのは考え合は、退職規定がなくとも、塩業の場合は、退職規定があつた場合には、その差額をやるということになつて、労働者には十年で一カ年分の離職金ももらえるのですが、炭鉱の場合には、実際退職規定があつても、今申しましたような炭鉱では一銭も退職手当が入らぬというふうなことになる。こういう取扱いを受けざるを得ない状態になつておる。それは業者が悪いといへば全く悪いのです。今まで鉱害復旧を放置しておつたなんというところは最も悪いのですが、鉱害復旧の面からいいますと、合理化法は確かに価値があつたといふことになるのです。が、労働者の側からいいますと、全部同じところにプールに失業者を置くという状態になつておる。そうすると個に一人ずつ切られていきますと、お隣は働いておるのに自分だけが切られたといふことで一生懸命仕事を探すわけですから、失業者も失業しておる。その隣も失業しておるという事になりますと、失業保険のある間は、どうしても人間ですからイー・ジー・ゴイグな形になつておる。何とかそのうちになるだろうという気持ちがどうしてもわく。気がついたときには全部が失業しているのですから、どうにもならぬというのが実情です。しかも退職金ももらへないといふような状態では、これはどうも私は合理化法の弊害といふものが非常に多く出ておるのだ

ではないかと思ふ。そこでこれについて一体両大臣はどういうふうにお考えですか、これをお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○高橋国務大臣 現在の規定では未払い賃金は優先的に払ふということになつておりますが、退職金はそれができないといふところに、よほど欠陥があるといふ存じますが、実際から申しますと、やはり未払い賃金と退職金は同様に認めらるべきものだと思ひます。その点は十分私は検討をする必要があると思ひますが、今直ちにそうするといふことは言へませんが、不幸にして、炭鉱業者がほんとうにまじめに経営しておれば、当然積立金なりをもつて処理しなければならぬ問題だと存じますが、こういう不況でいろいろな借金がある、未払い税金があつたといふようなことのために、そういう結果になつておると存じますが、これは未払い賃金同様、ある程度の限度の退職金というものは優先支払いをするといふような工合に一つ検討を加えたいと存じます。

○多賀谷委員 ぜひそう願ひたいと思ひます。そこで両大臣にお尋ねいたしたいのですが、筑豊炭田の将来といふものは、ただ単に合理化法案だけの問題ではない。これは筑豊炭田だけではなくして、鉱物資源のあるところは同じような状態になると思ひますが、たとえば鉱物資源がなくなりますが、とにかく鉄道はつき、電車は通り、町は形はつておるけれども、ほとんど失業者という状態なんです。そこで筑豊炭田のどの町村をながめてみまして、十

くらの炭鉱を除きましては、ほとんど閉山をしなければならぬという状態に陥る可能性があるわけですから。そこで一体炭鉱炭田をどうするかという問題は、きわめて大きな問題であると思ふのです。これを一体どうしようにお考えであるのか、イギリスにおきましては、かつて特定地域改良法案というのがあり、さらに工業配置法というのができておる。また、アメリカにおいても、かなり完全雇用といわれる程度まで雇用水準の高いところでも、部分的に見ますと特殊な失業地帯ができておる。これはやはり鉱物資源の問題であるのか、あるいは防衛関係の軍需工場が倒れたという場合、そういうのが起きておる。そこで地図の塗りかえというか、産業立地的に古い地図をどうしても新しく塗りかえる必要があるのではないのか。特にイギリスにおいては造船とか石炭のような景気変動の激しい産業地帯には、景気変動に弾力性のある産業を持つてくるといふので工業配置法というのができておる。そして開発公社というのができて、特定な開発をしておる。そして土地を提供とか工場を貸与するとか、こういういろいろな制度ができておると思うのですが、そういう点について一体どういうふうにお考えですか。これは合理化法があるなしにかかわらず、こういうような状態になると思うのですが、一体どうお考えであるか御答弁願ひたい。

○高橋国務大臣 これは日本全体の工業立地の計画とやはり順応して失業問題も考慮を加えていく必要があると存じます。特に石炭鉱業とか、天然資源を主体として掘っておる産業が、天然資源が枯渇した場合にどうするかという問題は、非常に重要な問題だと存じまして、その点は今後工業配置という問題と相並んで検討を加えたいと存じます。

○多賀谷委員 今の政府の総合開発を見ましても、未開地域域の開発ということに重点が置かれておるようです。しかし問題は、もうすでに開発されておるこの色を塗りかえなければならぬというところに非常に大きな問題があると思う。私は時間もありませんから、後は別の機会に大臣に質問したいと思ひますが、こういう点を考慮願ひたい。

そこで通産大臣お忙しいようですが、最後に一点お聞かせ願ひたいのは、需給安定のために価格の面を兼ねて、どうしても安定的な恒久的な機関を作らなければならぬと思う。今、石炭が不況だといひましても、皆さん方のおふるにたかれる石炭はトン当り一万一千円くらいあるのです。どう考えてもこんなばかげた話はない。炭鉱が不況だ、ダンピングしそうだというのに、東京で石炭を買おうとすれば家庭燃料として一万一千円もとる。こういう状態で、私は石炭はみずから市場を狭くしていく状態になると思う。ですからこういう状態をなくして、坑所渡しの生産費に利潤をプラスした価格、それに輸送費ということにして、ぱつと石炭の価格がわかるようにしなければ、石炭の需要は伸びないのだ、だんだんだんだん狭められていくだけだ、これは業者みずから反省しなければなりませんけれども、政府としても政策の中に十分考えなければならぬと思ふ。とにかく売買炭価が幾らで

あるかというの、業者の最も魅力です。これを秘密にしておるのです。ですからこれが幾らであるかということが非常な魅力になる。その操作によって利潤を得ておる。こういうようなことでは、日本の炭鉱はみずから墓穴を掘っておる、こう考へてもいいと思ふ。それと同時に需給の安定ということをやれば考えなければならぬ。政府は自由企業だからというだけではおこなうならば、これは永久に同じような歴史を繰り返すのではないかと思ひます。そして七千二百万トンなんというものは、とうてい達成できないだろう。七千二百万トンが要する状態の時代になりました。七千二百万トンということはとうてい不可能であろうと思ふ。そこで安定政策を政府みずからやる必要があるのではないか。私が先ほど申しましたように、日本の石炭の歴史というものは統制の歴史です。北海道炭礦は今度七十周年で、出しました印刷物、膨大なものですが、石炭統制史というのを作つた。これは日本の石炭というものは統制の歴史を繰り返しておる。私は統制のことは言ひませせん。そういうこともまた伺いたくありませんけれども、需給安定に対する恒久的な対策を大臣はどうお考えであるか、この二点をお聞かせ願ひたい。

○高橋国務大臣 完全なる需給計画を立てるためには、どうしてもこの合理的な配給計画を立てますと同時に、長期にわたる需給安定策を講じなければならぬと存じます。そのためには石炭が基本産業であるという意味から申しまして、また今電力なりガスにつきては、政府の方において価格をきめておるわけでありまして、発言権を持て

おるわけでありまして、同様に消費者に入る石炭の価格というものについても、政府は当然干渉すべき必要がある、こう存じまして、ただいま多賀谷委員の御指摘のありました価格というものの、当然長期の安定した価格で消費者の手に入るということは、需給安定の政策の方に加味して、今後考へていきたいと存じております。そういうふうな意味で、今検討を加えておるわけでありまして。

○多賀谷委員 そこで今までの労働大臣の答弁を聞いておりました、私たちはどうしてもこれで十分だという確信を得られないわけでありまして、この法案はまだ審議をされますから、その審議されておる間に政府の案を、プリントでつこうですから、具体的に指示願ひたいと思ふ。それによつて私たちはさらに審議を続けていきたい、かように考へております。

そこで、私は日本に雇用政策というものがあるのだからかという懸念すら持つわけですが、それは日本の公共事業その他を中心とする財政を考えましても、景気がよいようなときには公共事業がふえる、景気が悪くなると公共事業は削られる、こういうことになりますと、一体日本の雇用対策というものはないのでないかと疑わざるを得ない。そこで各国がどういうような状態を示しておるかというのをいろいろ調べてみたわけですが、御存じのようにアメリカについては私が申すまでもないと思ひます。雇用というのができて、そうして民間の経済活動をながめ、そうして雇用をながめながら、あるいは生産投資、そういうことを勘案して、いわば民間の経済の活動との差

額、これを政府の財政規模にしておる。雇用計画の中に入れておる、こういう方針がとられておる。これについては言うまでもないと思ひますが、かなり小さな国でも、公共事業に弾力性を置くということ、非常な苦心を払っておるようでありまして、スイスにおいても中央政府と地方政府その他公共団体の公共事業投資計画について詳細に調査をして、そうしてその調査に基づいて、好況時には一時それを中止させておる。そうして失業者が発生し、また失業者の発生が切迫した場合に実施をする、こういうように弾力性をつけておる。またオランダにおきましても、失業の際に実施するために、常に公共事業を一部保留しておる、こういう方針をとっております。ノルウェーにおきましては、鉄道建設事業は好況時にはやらない。要するに好況時には保留して、不況が発生したときに実施する、こういうことになっております。オランダは弾力性を持ちながら、しかも労働力の集中程度の高い土地改良に大部分を充てておる。こういうように西欧のかなり小さな国でも、これだけの準備を整えておると思ふ。そこで日本の場合、もう少し私は一般の経済活動、そういう面あるいは政府が作る経済政策、この経済政策に雇用というものをかなり中心に考へる必要があるのではないかと。日本の経済政策というのは物と金だけで動いておる。そうでなくして人を中心に考へる必要があるのではないかと思ふ。なるほど経済五年計画を見ましても、あるいは三十四年度の経済の見通しを見ましても、雇用のことは書いてありません。書いてはありますがこれはまるっ

きり作文になっておる。そうしてそれは付属的なものになっておる、こういった点で日本政府には雇用政策がないと考へざるを得ない問題があるのではないか、こういうふうに思ふのです、大臣並びに企画庁はどういうようにお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

○倉石國務大臣 雇用の問題は、私どもの立場から見れば一番大切であつて難物である。これは常に痛感いたしておりますが、御承知のように政府の策定いたしました経済計画をこらへ下すつてもわかりますように、やはり政府が目標を定めておられますのは、まず人に重点を置いて、どのようにして雇用を拡大していくかということが、長期経済計画の冒頭に掲げてあるところで、これはなるほど企画庁が策定いたしました、これを政府の方針としてきめまして発表したものを頭から読んで参りますと、一応の文章であるというふうにとられるかもしれませんが、われわれが予期いたしておるところは、単に文章ではありませんで、それを目標にして経済計画をやつておる、しかし私はいつも思ふのでありますが、ともかくも限られた資源、限られた領土の中に生産年令人口というものは、一定の率をもつて毎年増強して参ります。厚生省の発表いたしておる厚生白書を見ましても、ここ数年後に労働力人口というものがピークにくる時期がある、私どもとしてはやはりそういうことを頭に置いて経済計画を立てなければならぬ、従つて今御審議を願つております合理化法につきましても、政府がこの点に重点を置いておる一つの片鱗の現われであります、やはりそれに

よつて生ずる失業者というものについて、どのように雇用量を拡大していくか、どのようにしてその間に反動が行われずに済むかということに重点を置いて、その話がまとまるまで法案の提出を遠慮しておつたというふうなことから、やはり人の問題に重点を置いておることを御了解願へると思ふわけでありませう。

そこでわが国は先ほど申しましたように、とにかく相当量の人口をかかえておる上に労働力人口が年々増加してくる。従つてそれに合うような経済政策を立てなければならぬ。もちろんわれわれは自由経済の立場に立ちますが、多賀谷さんも御承知のように、今日特殊な国は別でありますけれども、野放図な自由経済というものはあり得ない。また徹底的ないわゆる社会主義経済で、計画経済をそのまま押し切つておる国もありありません。従つてわれわれはやはり雇用の問題などは計画性を持って立ち向つていくべきである、もちろんそのように考へております。そこで来年度の経済運営の政府の考へ方としては、やはり昨年及び今年五・五と押えることは少しも無理がない。状況の勘案して、産業規模の伸びを五・五と押えることは少しも無理がない。私個人の観測といたしまして、政府が今考へておるよりも下半期においては規模が伸びていくのではないかと、今の稼働率等を計算して推測をいたせば、そのように考へております。しかしながらなおかつ昨年と同じ程度に、完全失業者六十万ということに想定した。これは非常に内輪に見積つてのことであると思つております。御承知のように大政府が行います景氣調整策といったようなものも、七、八カ

月後に正直に失業保険の受給者増強等に現われて参ります。従つて私は、現在立てております政府の三十四年度予算運営並びに経済見通し等については、大体これでいいんではないかと思ふ。そこで行います政府の施策が最終的にしつ寄せ参りますのは、労働省の担当いたしております失業問題にかかつて参ります。そこで私も今までは政府のいたしておりましたような、もちろん総合的に各省が協力をいたして雇用増大をはかると同時に、実質的に私どもに与えられた雇用面の増強というふうなことにつきましては、これは事務的なことになりまして、これはやはり、たとえば安定所というふうなもの、その機能が十分に發揮されておらないということは、雇用審議会の有次会長の答申を見ても、われわれじくじたるものがあるものであります。従つて三十四年度予算には、前年度に比べて数倍の施設費を取りました。このことはやはり大産業の諸君、昨年の十月ごろ、これは実際に人を雇用して下さる人々と、それから政府のやつておる人々との、それから政府のやつておる有機的な関連性を持つ必要があると存じまして、雇用懇話会といったようなものを作つて、その中に主たる産業の責任者を集めまして、それでわれわれが訴へましたことは、年度がわりにおいては常に新規雇用ということについて、たとえば電力界あるいは工業界、石炭あるいは造船、化学工業、そういうところ、実際に人を使つてくれる人々を集めて、政府の考へを訴へる。今やつておられますのは、その各業界の幹事役を務めておるような人々に、年度がわりにおいてどういうような技術

者を、どのようにその業界において必要とするかというふうなことを、今一生懸命で相談をさせておるようなわけでありまして、実際面からいたしまして、そのようにわれわれは雇用の拡大ということについて全力を上げておる。そのようにして、実際面を担当しておる方からも雇用の増大をはかると同時に、一応計画性を持った計画に基づいて、企画庁の策定いたしました運営方針は無理ではないという建前で、一つこれが実現のできるようにというところで、政府内部が連絡をいたしまして、雇用の増大をはかる、こういうこととであります。

○多賀谷委員 そこで大臣も参議院が呼んでおるようでありますから、最後に一問だけ質問いたしますが、今大臣は合理化法案の提出がされたのも、実は雇用問題を研究しておつたから、こういう話でなければ、私は逆に少くとも法案提出までにまだ対策ができていないというふうなことが、そのことが雇用政策というものに重点を置いてないという証左ではないかと思ふ。少くとも合理化法案を出すということがわかつておるのに、飢饉復旧の予算も大して増してない。増してもごくわずかです。これは雇用問題と全然関係はない。ですからいさしくも合理化法案を出さうという場合には、そういう予算措置が各般にできておらなければ、私は政府が雇用問題を重視しているといかに大臣が御答弁になりましても、実際的にはやつてないということを現わすものである、こう考へざるを得ないわけですから、そこで私はそれほど雇用問題に重点を置いておられるならば、なぜ緊急失業対策法に示してある全額

国庫補助ということをおやりにならないのか、一体国庫補助というのは、いづつおやりになるのか、どういふ場合にあの法律が適用されるのか、これをお聞かせ願ひたい。

○倉石國務大臣 あの法律の立法當時、多賀谷さんも参画されたと思ひますが、私はあの法律のときには立法に参画をいたして、今お話のようなことについて当時の政府との間に熱心な質疑応答が行われたわけでありませう。御承知のように先ほどお話のございました失業者多発地帯等について、政府はできるだけ財政の許す限りにおいて高率補助をいたしておるわけでありませう。今わが国の財政事情の最大限度で、われわれが努力をして高率補助をやるようにしておる、そしてできるだけすみやかにやはりわれわれが立法いたしましたもののその趣旨が貫徹されるように、なお一そうの努力をいたして参りたい、こう思つております。

○多賀谷委員 実は高率補助の適用を受け得ないほど財政が逼迫をしておるわけですから、高率補助の適用は、大臣御存じかと思ひますが、ワクがあるわけですから。ある一定数以上やつた場合というワクがあるために、実際はそれほど高率補助をいたさない、なお財政が窮乏しておるから、その恩恵に浴せない町村があるのです。それが一つです。それからやはり先ほど申しましたように、政府が法律を作つてやる失業対策というもののについては全額これを見なす、こういうことが原則でなくちゃならぬと思ふ。少くとも一方においては買い上げることによつて財政は危機になり、さらに支出は増大する、こうい

それから通産省は

たい

○多賀谷委員 炭鉱の開発は適正規模

○町田説明員 もちろん坑区の合理的

するかという事は、非常に困難な

ければなりませんので、非常に小さな

○多賀谷委員　しかし百二十三件も並

り許可されておるのじゃないかと思ふ

○町田説明員 坑口開設の許可基準と

れども、それがたまたまその時間に開

いふことになつておりました。

本日は大臣も退席されましたのでこ

第一類第九号

得ないわけであります。そこで失業対策についてさらに詳細な資料が出ると思いますが、私はそれをながめながらさらに大臣に対して根本的な政策をお聞きしたい、こういうように考えて、本日の質問はこれで一応終了です。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会をいたします。次会は明日午前十時より開会いたします。

午後零時二十九分散会